

平成 29 年 2 月 15 日
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
安全研究・防災支援部門

規制支援審議会の答申への対応について

規制支援審議会の平成 28 年 5 月 27 日付答申においては、

- 安全研究や規制支援に従事する人員の強化については、安全研究・防災支援部門への新人採用枠を優先的に配分させるとともに、他部門の専門家を兼務者として従事させるなどの対応が図られているが、人員数は十分とはいえない状況であり、継続的な人員強化が必要である。
- 受託研究、共同研究、委託研究の実施状況については、安全研究・防災支援部門が実施した自己点検結果等を参考としつつ審議し、業務実施における中立性と透明性が担保されていることを確認した。
一方、受託研究の一部として行われている再委託に関しては、その実施にあたっての中立性をより確かなものとすることを検討されたい。
- センター長の権限を超える決裁状況については、被規制側の部門を兼務する安全研究・防災支援部門長の決裁状況を審議した結果、短期的には現状の運用で中立性は担保されていると判断される。なお、被規制側の部門を兼務するという脆弱な説明性を認識し、中長期的に改善していくことを検討されたい。

との意見をいただいた。

機構では、上述の答申に以下のとおり対応しているところ。

- 人員強化については、安全研究・防災支援部門に優先的に新規採用枠を配分するなどの措置を継続した。また、更なる人員強化策として、規制庁委託費を活用した定年制職員の採用制度の実現に向け、その前提となる委託費の使用ルールの改正や制度運用方針等を規制庁と調整しているところ。→規審 4 - 5
- 再委託における中立性については、再委託先に対し利益相反が無いことの確認を求める方法から、再委託先における利益相反の排除を契約条件として契約書（仕様書に相当する実施計画書）に明記する方法に改めた。→規審 4 - 6
- センター長の権限を超える決裁については、部門長が被規制側の部門を兼務する状況の改善は短期的には困難なため、次年度より決裁過程において、機構における内部統制を推進する法務監査部及び事業計画統括部を統括する理事の合議を得ることとし、決裁の中立性に係る説明性の改善を図ることとしたい。→規審 4 - 7

実施状況の詳細は、

- (1) 安全研究・防災支援部門の人員、予算の確保 (規審4-5)
- (2) 受託研究、委託研究、共同研究の実施状況の確認 (規審4-6)
- (3) センター長の決裁権限の範囲とそれを超える決裁状況の確認 (規審4-7)

において報告する。

以 上